

自治区放送施設整備事業補助金

1 目的

自治区放送施設の整備に対して、一定の助成を行い自治区コミュニティ活動の促進を図る。

2 補助率及び対象事業並びに補助限度額

補助率	対象事業	補助限度額	申請限度数
5割以内	放送施設の新設	100万円	年度内に 1自治区1回限り
	放送施設の移設、増設、修理、撤去等	50万円	※緊急工事が必要な場合は支所へご相談ください

※1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

3 対象となる放送施設等

施設等		補助対象
有線型・無線型 (スピーカー型)放送施設	放送送信設備 (放送卓、非常用電源装置等)	○
	スピーカー(配線含む)	○
簡易無線機型放送施設	放送送信設備 (放送卓、送信用アンテナ、非常用電源装置等)	○
	戸別受信機、戸別アンテナ	×
総合通信局設置届	届出費用	○

4 補助対象事業例 (総合通信局への届出に必要な費用は補助対象)

対象事業	具体的な事例
放送施設の新設	①放送送信設備の新規設置を伴う事業
	②既設放送施設の全面更新事業 (有線⇒無線、無線⇒有線含む)
放送施設の移設、増設、修理等	①放送連絡網のエリア拡大事業 (スピーカー増設等)
	②放送施設全般に関する各種修理及び取替等事業

5 見積業者数

同一業者からの見積合計額(消費税込)	見積業者必要数
50万円未満	1者
50万円以上	2者

6 申請の流れ

- ①前年度の8月末日までに次年度の要望書を提出する。
- ②申請期間内に「交付申請書」を提出する（申請期間：4月～8月）。

【添付書類】

- 自治区宛見積書の写し
- 戸別受信機購入（予定含む）世帯数一覧表
（簡易無線機型放送施設設置時のみ）
- 工事前の写真（放送施設の移設、修理の場合）

※緊急工事が必要な場合は支所へご相談ください。

- ③市から「交付決定通知書」が送付される。
- ④「交付決定通知書」を受領後に放送施設工事を実施する。

※交付決定前に工事を行った場合は、補助金交付の対象となりません。

※補助金額が50万円以上の事業の場合、補助金を概算払いすることができません。概算払を希望される場合は、支所にご相談ください。

- ⑤工事完了後30日以内に「実績報告書」を提出する。

【添付書類】

- 自治区宛領収書の写し
- 工事完了後の写真

- ⑥市から補助金が支払われる。

7 注意事項

- ①見積合計額が税込6万円未満の場合、補助の対象外です。
- ②工事実施前に、放送施設設置場所の管理者に許可を取ってください。また、既設の放送施設であっても、定期的に管理者の許可状況を確認することをおすすめします。
- ③放送施設を設置した時は、総合通信局へ必要に応じて届出をしてください。
※放送施設の敷地から敷地外へ有線で繋ぐ場合及び簡易無線機型放送施設を整備した場合に総合通信局へ届出が必要です。
- ④簡易無線機型放送施設を整備する場合は、自治区世帯数の概ね7割（町単位）の世帯が戸別受信機を設置するようにしてください。
- ⑤天災等により被災した放送施設を原状復旧するための事業で市長が認めたものについては8割補助（補助限度額は50万円）となります。

8 自治区放送利用の際の注意

放送施設は、地域住民に一方的に伝達する性格を持っており、受け手となる住民側には選択の余地がありません。また、放送時の気象状況や季節によって影響を受けやすいため、放送施設を利用する際は、以下のとおり十分に注意してください。

- ①生活環境・生活習慣が多様化してきていますので、自治区放送の利用は、午前7時以降の利用で、かつ緊急の場合が望ましいです。
- ②放送する事項は、原則政治・宗教に係らないものとしてください。
- ③放送施設を新設するにあたっては、事前にエリア内の伝達状況を十分調査をし、住民の意思を調整してから工事に着手してください。
- ④放送を流しても、住民全てに周知徹底できたことにはなりませんので、注意してください。

9 担当及び問合せ先 各支所